平成２４年（フ）第２３０７号
愛知県津島市天王通り６丁目66番地２　サンパーク津島601号
破産者　大野　勝司
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７１１０号
大阪府東大阪市東石切町６丁目４番24号
破産者　一村　耕一
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０３８号
大阪市西区江戸堀３丁目６番５―605号
破産者　新庄　洋也
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２９８号
兵庫県西宮市門前町９番43号、開始決定時兵庫県西宮市上之町12番２―104号
破産者　田口　　薫
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６９２号
大阪市平野区平野市町２丁目２番７号コートハウス富田102
破産者　下園　　恵（旧姓中堂薗）
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４１４号
大阪府東大阪市鴻池徳庵町８番６号　103号室
破産者　狩野　　忠
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４２５号
大阪市平野区平野西５丁目９番２―403号
破産者　浜野機材こと　濱野　忠夫
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４９８号
大阪府豊中市千成町１丁目５番３号
破産者　後　　博仁
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９９号
大阪府松原市新堂３丁目９番25号
破産者　岡田靖子こと　岡田　靖子
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１７５号
大阪府河内長野市上原町957番地の15
破産者　青山　梨絵
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３３０号
兵庫県伊丹市鴻池３丁目６番25―301号
破産者　清水義一郎
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３６１号
兵庫県伊丹市御願塚８丁目７番19号西浦荘２階７号、前住所兵庫県伊丹市南鈴原４丁目35番地
破産者　光山　好男
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第７２３号
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目23番２号メゾン・ド・パルテール302号
破産者　池口　猛彦
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５４６号
兵庫県姫路市飾磨区上野田３丁目89ロワジール201、住民票上の住所兵庫県姫路市西今宿４丁目５番11号
破産者　石井　基充
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６０８号
熊本県菊池郡菊陽町杉並台一丁目９番６号　中村アパート２Ｆ
破産者　平山　千美
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５２号
北海道岩見沢市３条西８丁目８番地２
破産者　伊藤　　脩
１　決定年月日　平成25年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１１０号
北海道空知郡南幌町栄町４丁目２番17―102号
破産者　柏谷　弘美
１　決定年月日　平成25年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第２３５号
函館市山の手２丁目27番13号
破産者　間島　俊彦
１　決定年月日　平成25年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３１３号
金沢市芝原町52番地２
破産者　八田　忠彦
１　決定年月日　平成25年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所